

2月25日 (木曜日)

令和3年第1回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（1日目）

1. 開催日 令和3年2月25日（木）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合〔議場〕
3. 散会 令和3年2月25日 午前10時01分
4. 本日の会議に付した事件
 - 日程第1 会議録署名議員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 施政方針及び代表理事挨拶
 - 日程第4 一般質問
 - 日程第5 議案第1号 有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第6 議案第2号 有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第7 議案第3号 有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第8 議案第4号 令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）
(上程・説明・質疑・討論・採決)
 - 日程第9 議案第5号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計予算
(上程・説明)
5. 散会 令和3年2月25日 午後12時14分
6. 会議録署名議員
 - 4番 菰田正也（荒尾市）
 - 17番 池田龍之介（和水町）

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次 長 兼 介 護 保 険 課 長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総務課審議員兼会計室長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業務管理課審議員兼CP5施設長	福 島 力 男
	業務管理課東部環境センター施設長	徳 永 惣 一
	第 1 衛 生 セ ン タ ー 施 設 長	浦 田 武 男
消 防 本 部	消 防 長	堀 幸 夫
	次 長	村 上 博 恭
	総 務 課 長 兼 建 設 室 長	村 上 和 浩
	消 防 課 長	卯 野 木 賢 信
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	高 木 伸 二
	玉 名 消 防 署 長	吉 永 浩 敏
	総 務 課 課 長 補 佐	西 村 澄 生

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み
4 番	菰 田 正 也
5 番	吉 田 憲 司
6 番	一 瀬 重 隆
7 番	赤 松 英 康
8 番	西 川 裕 文
9 番	江 田 計 司
1 0 番	松 田 幸 二
1 1 番	大 城 戸 廣 澄
1 2 番	杉 村 博 明
1 3 番	立 山 秀 喜
1 4 番	宮 本 哲 太 郎
1 5 番	濱 崎 久
1 6 番	荒 木 宏 太
1 7 番	池 田 龍 之 介

9. 職員出席者

職	氏 名
書 記	中 村 淳 児
記 録	長 田 享

開会（午前10時01分）

江田議長 それでは、ただいまから令和3年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を開催し、日程に従い会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名について。

4番 菰田議員、17番 池田議員、以上、兩名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、本日2月25日から3月29日までの33日間とし、会議を2月25日と3月29日の二日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日2月25日から3月29日までの33日間とし、会議を2月25日と3月29日の二日と決定いたしました。

日程第3、施政方針及び代表理事挨拶でございます。

浅田代表理事。お願いいたします。

浅田代表理事 皆様おはようございます。

本日は、令和3年第1回有明広域行政事務組合議会定例会を招集いたしましたところ、組合議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中に御参集を賜り、誠にありがとうございます。皆様方には、平素より当組合の運営につきまして、格別の御理解と御支援をいただいておりますことに深く感謝を申し上げます。

それでは、令和3年第1回組合議会定例会の開会にあたりまして、施政方針を申し述べ、議員の皆様並びに地域住民の皆様への御理解と御協力をお願いしたいと思います。

昨年1月に国内初の感染者が確認されました新型コロナウイルス感染症は、その後も感染拡大が続き、1カ月以上も続いた緊急事態宣言や、東京オリンピック・パラリンピックの今年7月への延期の決定、社会生活の自粛やイベントの縮小など、様々な影響が出ており、組合においても、各種婚活イベントの実施に影響が出たほか、玉名斎場慰霊祭、クリーンパークファイブ及び東部環境センターでのフェスタの開催中止を余儀なくされたところでございます。

今年においても、1都2府7県に緊急事態宣言が発令されるとともに、熊本県では、県独自の緊急事態宣言が発令されるなど、感染は、いまだに終息とは遠い状況となっております。また、新型コロナウイルス感染症により社会を取り巻く環境は大きく変化をしており、私たちが生きる時代は、ますます先行きの見えない状況となっております。

しかし、こうした中であっても、荒玉地域においては住民一人ひとりが幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしが送れる「あらたま地域」の実現をめざし、未来へ向けた一歩を踏み出すことが大切であると考えております。

本組合といたしましては、清掃・し尿処理、火葬、消防など、構成市町から付託されている共同処理事務の範囲ではありますが、「安全・安心で、圏域住民が快適に暮らせる圏域づくり」を実現すべく、住民の期待と信頼に応えていくとともに、今後は国が推進するデジタル化などの動向を注視しながら、中長期的な視点に立つての行政運営に取り組まなければならないと考えているところでございます。

そこで、今回御提案申し上げます一般会計当初予算でございますが、歳出全般にわたって細部まで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成した

ところでございます。

予算の総額は44億6,260万5,000円、令和2年度の当初予算額61億9,749万1,000円と比較いたしますと、17億3,514万4,000円の減額で、率にして28%の減でございます。減額となりました主な要因といたしましては、消防庁舎建設事業及び消防車両購入費の減額によるもの、クリーンパークファイブ施設建設に係る起債元金の償還終了などによるものでございます。

それでは、まず、事務局の主要な施策について申し上げます。

総務関係でございますが、人事管理が非常に重要な課題となっております。今後、職員の研修等を強化し、職員の能力向上及び組織力の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、結婚活動支援事業でございますが、引き続き事業の推進を図ってまいります。この事業は、圏域内の未婚化、晩婚化を少しでも解消することを目的とし、事業開始以来、着実な成果を上げている状況でございます。

昨年度は新型コロナウイルスにより、対面でのイベントの中止などの影響がありましたが、今後におきましては、リモートでのイベントを取り入れるとともに、より一層広報活動に力を入れ、会員を増やし実績を上げていきたいと考えております。

また、省エネ対策でございますが、当組合は、省エネ法による「指定事業者」として、また、ごみ処理施設のクリーンパークファイブが「第2種エネルギー指定工場」に指定されております。各施設に「管理マニュアル・自主行動計画」を定め、エネルギーのより効果的な削減を推進してまいります。

次に、介護保険課でございますが、介護保険法及び障害者総合支援法に係る審査判定業務を行っております。

両審査会におきまして、適正な審査判定が行われますように令和3年度も引き続き、県、構成市町、審査会委員及び組合との連携強化を図ってまいります。

次に、業務管理課関係でございます。

まず、斎場業務におきましては、施設の供用開始以来32年目を迎える中、故人の尊厳を重視し、厳粛な中にも安らぎと閑静さ、清潔感があふれ、ご遺族の方々が故人との最期のお別れを粛々と執り行えるよう努めているところでございます。

今後も施設の運営・管理に細心の気配りを行いながら、施設の延命化を図りますとともに、新型コロナウイルス感染拡大の中においても、施設を利用される遺族の方々が安心・安全に利用できる安らぎの場の提供に努めてまいります。

次に、し尿処理業務でございます。

当業務は、圏域内の家庭から出されるし尿や浄化槽汚泥を適正に処理・処分を行っており、公衆衛生の向上及び生活環境の保全上極めて重要な業務でございます。

そのような中、組合議会及び、構成市町並びに関係各位の皆様の御理解と御協力のもと、第2衛生センターと統合し、処理規模を拡張した第1衛生センターのリニューアルから2年が経過いたしました。今後、更なる施設の効率的な稼働を図るとともに、地域住民の皆様の生活環境の向上と環境の保全に努めてまいります。

次に、ごみ処理業務でございます。

当業務も、地域住民の皆様に一日も欠かすことのできない日常生活に最も身近な行政サービスであり、当組合においては、玉東町の東部環境センター、長洲町のクリーンパークファイブの2施設を擁し、多額の費用を要する事業でもあります。

両施設の管理体制につきましても、引き続き公害防止に係る関係法令に基づく、各種検査、点検、維持補修などを実施し、施設の安全かつ効率的な運転管理に万全を期してまいります。また、構成市町と連携し、ごみの減量化と資源化を図るため、地域に密着した環境イベントや各種リサイクル体験講座などを開催し、環境啓発及び周知を行いながら、最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいります。

事務局の施策の説明は以上でございますが、今後におきましても、構成市町をはじめ関係団体との各種協議を重ね、施設管理及び財政面などにおいても中長期的な視点に立ち、「質の高い行政運営」を行う必要があると考えておりますので、御理解を賜りたく存じます。

続きまして、消防本部関係でございます。

昨年の災害の状況を省みますと、毎年のように発生している豪雨や台風上陸等の自然災害により、全国各地で大きな被害をもたらしました。

7月豪雨では、7月6日から7日にかけて降り続いた豪雨により、組合管内においては広範囲で冠水、家屋の浸水が発生するなど、人的及び建物被害が発生しております。また、熊本県南部においては過去に例を見ない豪雨災害となり、河川の氾濫、堤防の決壊等により、建物の倒壊などの甚大な被害が出たため、当消防本部からも県内応援として人吉市及び八代市に職員を派遣したところであります。

あらためまして、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

近年発生している自然災害は、激甚化の傾向にあり、より一層の迅速かつ的確な対応が求められております。当消防本部としましても、住民生活の基盤である安心・安全を守るため、常に防災に携わる者としての心構えを持ち、訓練を怠ることなく、万全の備えを期すことが大切であると考えているところであります。

次に、具体的な消防本部の施策について申し上げます。消防施設整備につきましては、今後における適正な組織管理と消防力の強化を図るために、圏域全体のバランスを踏まえた消防施設配置見直しに係る庁舎建設事業の推進に努めてまいります。

消防本部・玉名消防署統合庁舎建設事業につきましては、地元の皆様及び各関係機関の皆様の御支援のおかげをもちまして無事に竣工し、3月に開庁予定でございます。

現在、建設中の長洲分署庁舎及び南関分署庁舎建設事業につきましても、地域防災拠点としての機能を強化するため速やかに事業を進捗させ、効率的かつ効果的な消防サービスの維持向上を図ってまいります。

また、火災予防行政につきましては、消防法に関する重大な違反防火対象物の公表制度実施につきましても適格に対応すべく、専門的な知識の習得、情報収集を行い、関係機関とも協力し取り組んでまいります。

今後も引き続き地域の安心・安全の確保に全力をあげ、効率的かつ効果的な事業の推進を図りながら、歳出削減に努めるとともに、安定した消防力が確保できる組織体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、令和3年度にむけて主要な施策を申し上げますが、本組合が行っております事業は、圏域内の複合的一部事務組合として地域住民の皆様と直結した共同処理事務でございます。今後とも、組合機能の充実に努め、地域住民の皆様の生活環境の向上に最大限の努力を払ってまいります所存でございます。

最後に、本定例会に上程申し上げる案件でございますが、「条例の一部改正」3件、「令和2年度一般会計補正予算」、「令和3年度一般会計予算」の以上5議案について御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より説明をいたしますので、議会におかれましては、慎重な御審議をいただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。令和3年度の施政方針並びに本定例会招集の御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。

江田議長 日程第4、これより一般質問を行います。

5番、吉田議員より通告がっておりますので、質問を許します。

5番、吉田議員、お願いします。

吉田議員 おはようございます。

玉名市選出の吉田憲司です。本日もよろしくお願いたします。

さて先日、公立高校の後期選抜試験の出願者数が発表をされました。私たちの時代は、行きたくても受験さえ簡単にできなかった玉名高校でさえ、3年連続で定員割れ、そのほか近隣の岱志高校、玉名工業高校、北陵高校、すべての学校で募集人員に達していません。

また、募集人員の半数にも満たない学校もあります。これは熊本市内の学校やスポーツや学力で私立高校を希望する生徒が多いことが考えられます。しかし、一番の要因は少子化によるものと推測されます。私は小さい頃から玉名高校のすぐ近くに住んでいました。小学生の頃から玉高に入って応援団のリーダーをするのが夢でした。しかし、その夢ははかなく消えました。そして、私は熊本工業高校で野球に青春を捧げることになります。

話を戻しますが、戦後1949年頃の第一次ベビーブーム、その後、1973年頃の第二次ベビーブームが起きました。しかしながら、社会情勢や価値観の変化により、第三次ベビーブームは起こりませんでした。

そして、この少子化の流れに更に拍車をかけているのがコロナです。昨年2020年の全国婚姻届出数は、約54万組、前年と比較しますと78,000組減少し、減少率は12.7%減です。

また、生まれた赤ちゃんの出生数は、2019年は86万5,000人、昨年2020年は84万人と推計されています。

このコロナの影響が出始める今年2021年の出生数は、先ほどの婚姻数等から試算すると、80万人を割り込み、79万人と推計されています。このことで国が推計していた少子化のスピードが、このコロナによって10年早まったとの報道がなされておりました。コロナの前であっても、日本創成会議の提言によると、全国1,741の自治体のうち896の自治体が消滅可能性自治体に該当すると指摘をされています。

このような中、各自治体は知恵を絞り様々な子育て支援の施策を打ち出しています。

例えば、子どもの医療費の無償化、給食費の無償化、子育て支援施設の充実等々です。しかし、このような施策も出生数が増加しないと効果は大きくなりません。そこで、このような時だからこそ有明広域で取り組んでいる婚活事業の重要性は、ますます高まってくると思います。

私は、理事会や構成市町、そして議会の御理解を得て、人員や予算を増やし、係ではなく課に昇格させるくらいの体制にして、婚活事業の更なる活性化を図ったらどうかと思いますが、その点をまずお伺いたします。

江田議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 おはようございます。事務局の中嶋でございます。

吉田議員の一般質問にお答えいたします。

御質問の結婚活動支援に関する業務、婚活事業についての御質問でございます。

昨年よりコロナの感染拡大により、組合が行う事業においても様々な影響が出ております。

なかでも結婚活動支援におきましては、対面で行うイベントやお見合い事業を柱として実施していた関係で、影響を直接的に受け、対面でのお見合いは休止することとなり、サポートセンターを休館せざるを得ないような状況でございました。

しかしながら、会員の方々からは出会いの場を求める要望が多数寄せられたことから、組合といたしましても、出会いの場を創出するため、現在オンラインでの婚活事業に取り組んでいるところでございます。

詳細といたしましては、一昨年度令和元年度におきまして、イベントを14回、お見合いを153回開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年3月より対面でのお見合いとイベントを休止せざるを得ない状況でございました。

そのような状況にあつて、オンライン婚活の導入に至った経緯については、コロナでサポートセンターの休館中にもかかわらず、先ほども申し上げましたが、出会いの場を求める会員からの要望が多数寄せられたことから、コロナ禍にあつても何とか事業を継続する方法を企画職員とサポートセンター職員で検討を図り、令和2年5月よりオンラインでの事業を開始したところでございます。

そして、昨年の12月からは県の補助金を活用し、オンライン婚活での環境整備の強化を図り、現在も取り組んでいるところでございます。

オンライン婚活に移行した当初は、サポートセンター職員、そして会員も不慣れな部分があり、会員の中には、オンラインに対して抵抗がある方も多くいらっしゃったところでございます。そのような方には、サポートセンター職員が丁寧にオンラインのやり方を指導してあげるとともに、オンラインを始めるため、セミナーを開始して、オンライン婚活で気をつけなければならないことなど、コミュニケーションを図る上でのコツなどを講師の先生から御指導を受け、少しずつオンライン婚活へのハードルを下げている、現在では多くの会員に御利用をいただいているところでございます。

結果、オンライン婚活での実績といたしましては、5月からこれまでにオンラインでのお見合いを100回以上、オンラインイベントは6回開催し、合わせて60組以上のカップルが成立をいたしております。このオンラインシステムの最大の特長といたしましては、コロナの感染リスクがまったくなく、お見合いをすることができるとあつて、新規の会員も80名以上入会され、その中には福岡都市圏をはじめ、県外にお住まいの女性も多く入会されております。

このようにオンライン婚活の導入により、遠方にお住まいの方でも活動しやすい状況となったことから、これまで登録のなかった地域にお住まいの方も活動しやすくなり、関係人口の増加や移住定住など、圏域外から荒玉地域に人を呼び込む流れを加速できることが、このオンライン婚活では期待できるものと考えております。

そこで、婚活事業を課に昇格させ、活性化を図ったかどうかの御質問でございますが、詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく申し上げます。

江田議長 城戸総務課長。

城戸総務課長 総務課長の城戸でございます。

吉田議員の一般質問にお答えいたします。

昨年度においては、コロナの影響により、対面でのお見合い事業及びイベント事業において中止をしたこと。また、オンライン導入に至った経緯、そして実績等につきましては、先ほど局長より答弁があったとおりでございます。

そこで、婚活事業を課に昇格させ活性化を図ったらどうかという御質問でございますが、従来どおりの婚活事業を対面において、今以上の成果や今以上の推進ということになりますと、マンパワーや予算などが必要となってまいります。

しかしながら、オンラインにおいては、今以上に予算、人をかけなくても様々な対策を講じることも可能となります。例えば、これは例えばの話ですが、100人規模のイベントを行う場合には、当然100人が入るスペースが必要です。また、それに見合う人・物・財源が必要となりますが、オンライン上であれば、それがなくなります。よって、今現状におきましては、今回組織及び規模の拡充という手段による事業の推進よりも、まずもって次年度以降においては、オンラインにより事業効果の検証をさせていただきまして、適正で効果的な事業形態を検証し、今以上の成果を残したいと考えております。

よって、次年度以降におきましても、現在の体制を維持させていただければというふうに考えておりますので、吉田議員におかれましては、御理解と御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。やっぱり今の時代はオンラインなんですね。オンラインでも60組が成立をしたというのは、ちょっと驚かされました。この婚活事業、KOIBANA（コイバナ）のホームページや動画を拝見させていただくと、本当に職員さんは頑張られているなというふうに思います。この頑張りが登録者数が増えている一つの要因だと思います。

先日お伺いしたところ、現在の登録者数が男性が1,265人、女性が1,422人、合計で2,687人とお聞きをしました。本当は、子育て支援ももちろん重要ですが、この婚活事業にもっともっとやっぱり力を入れるべきと私は考えます。

先日ありました来年度の当初予算の説明で婚活イベントの講師の謝礼等が20万円、司会者が5万円など予算計上されていますが、これは私は地域の存続に関わることですから、アフターコロナの来年度も再来年度も長期計画で、もっと予算を付けてタレントだったり、有名人をお願いをしたりですね、そしてPRをして、この婚活イベントをやっていただきたいなというふうに思います。

そして、一組でも多くのカップルが誕生することを期待したいというふうに思います。

ただ、ここで仮にカップルが成立しそうなき、あるいは成立したあと、この各2市4町で行われている様々な移住定住や子育て支援の施策があると思います。そうした情報の発信、情報の提供をカップルに対して、更なる後押しをしていただけたら、もっといいのではないかと思います、その点どう考えておられるのか、お伺いたします。

江田議長 城戸総務課長。

城戸総務課長 吉田議員の再質問にお答えいたします。

今後の取り組みについて、お尋ねでございます。今後におきましては、今以上に会員の皆様に荒玉地域について知っていただき、成婚後も荒玉地域に住んでいただくために構成市町との連携を一層強化していく必要があると我々は考えております。

連携をどのように強化するかにつきましては、具体的にはKOIBANA（コイバナ）のホーム

ページやSNSで構成市町がPRしたい観光や移住定住、または、ふるさと納税などの様々な情報を積極的に掲載し、あわせて会員向けのメールマガジン、これはKOIBANA（コイバナ）において定期的に月2回情報発信を行っているツールでございますけれども、これによって構成市町が情報を多方面に、こちらから積極的に発信することが可能となります。

また、これまで結婚して退会される会員については、その後の追跡は行っておりませんでした。今後は成婚退会者に対して、退会後もKOIBANA（コイバナ）とのつながりを希望されるかどうかの有無を確認し、希望される方には、成婚退会者向けのメールマガジンで2市4町の情報をお伝えすることが可能です。また、成婚退会者が現在どこにお住まいなのか、またお子様の人数、もしくは家を建てる予定などがあるかなどについて、数年ごとに追跡調査を行わせていただき、その情報を構成市町と共有化を図ることで移住定住にもつながっていくことが期待できます。

このように婚活活動中の会員、交際中の会員及び成婚退会者と、それぞれの状況にあわせて発信した情報を発信したい相手にダイレクトに届ける仕組みをつくることができればいいなというふうに、今構成町の担当課とも打ち合わせをさせていただいているところでございます。

例えば、市や町のイベントのお知らせや、ふるさと納税については、すべての方に情報をお送りし、交際中の会員に対しては結婚新生活支援事業、これは引っ越しにかかる費用の助成事業ですけれども、その情報や成婚退会者には、子育て支援の情報、また移住定住等の情報をピンポイントにお送りすることが可能となります。

このようにオンラインに移行することにより事業の幅が広がることが、今後は今以上に期待できるというふうに考えております。

よって、今後は構成市町と更に密に連携をしながら、会員や成婚退会者のニーズを把握し、継続的にサポートしていく、新たな婚活様式を検討しなければならない時がきていると考えておりますので、今後におきましても御理解、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

江田議長 吉田議員。

吉田議員 答弁いただきました。情報の提供をですね、どんどんやっていただきたいというふうに思います。

今コロナの影響で都会から地方へ目が向けられています。ピンチはチャンスです。この有明広域の頑張りが、この地域の未来を明るくしていただけることを願いまして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、今後の消防力の整備方針について伺います。

いよいよ明日から新統合庁舎への指令回線の切り替えが行われ、旧庁舎からの引っ越しが完了し、事実上あしたから新たな消防体制で地域住民の生命・身体・財産を守っていくこととなります。

私自身も複雑な部分ではありますが、感慨深いものがあります。そして、新しくなったのは庁舎だけではありません。議会の承認を得て、先日あらたに更新されました玉名消防署の新救助工作車です。オレンジ色の救助服を着た救助隊員が乗務する車両です。前の救助工作車は、平成17年に更新され、以来16年間、数え切れない現場へ出場しました。私も後部座席に隊員として、運転席に機関員として、そして助手席に小隊長として様々な現場へ出場しました。助けられた命、助けられなかった命、様々な命を見つめてきました。そして、この車両は大規模災害でも活躍しました。昨年 of 県南の豪雨災害、5年前の熊本地震、平成24年の九州北部豪雨では阿蘇へ、平成29年の九州北部豪雨では佐賀県へ、そして最大のミッションは10年前の東日本大震災です。日本列島を陸路、原発

事故の福島県を通過して仙台まで行き、救助活動を行いました。

また、この議場におられます西村指令は、熊本県防災航空隊員の副隊長として、熊本県の防災ヘリで被災地へ入り、ヘリコプターから89名の命を救出されました。有明地域以外でも大活躍した職員、そして、この車両に本当に感謝したいと思います。

それでは、まず県内消防本部の広域化の進捗状況をお尋ねします。

以前の一般質問でもお話をしたと思いますが、平成20年から県の主導により、熊本県を3ブロックに再編する計画がありました。

しかし、市町村合併の反省からか、県内すべての計画が頓挫しました。その後、平成30年9月に、これも熊本県の主導により、熊本県警と同じように消防も県単位の1本化の検討を行うと打ち出されました。ただ、それからなかなか進んでいないように感じます。さらには各消防本部単位のままであっても、119の受信や出動指令を行う指令センターの共同運用や、はしご車などの大型車両を共同で購入し運用するといった話も以前あったと思います。このような動きは、現在どのようになっているのか、まずお伺いいたします。

堀消防長 議長。

江田議長 堀消防長。

堀消防長 おはようございます。消防本部の堀でございます。今日は、大変お疲れさまです。

吉田議員の一般質問について、お答えいたします。

まず、平成18年に消防組織法が一部改正されまして、総務省消防庁は市町村の広域化を推進されているような状況でございます。

国は、消防本部をある一定規模以上の組織に再編しましては、消防力の向上及び予算の効率化を図るなどの方針を立てておられます。

現在、全国の消防本部数はですね、市町村合併や広域化の推進によりまして、726本部となっておりますが、管轄人口が10万人未満の消防本部が全体の60%を占めており、あまり広域化は進展していない状況にもあります。総務省消防庁は約5年ごとぐらいに指針を見直しながら広域化に加えまして、現在消防の連携・協力につきましても推進されている状況でございます。消防の連携・協力推進につきましては、指令センターの共同運用が大きな指針であり、吉田議員の質問にありましたように、はしご車などの特殊車両、この共同運用も含まれているようなところで。

現在、熊本県では広域化について、なかなか調整が困難な状況であるため、市町村、消防の連携・協力に関する基本指針に基づきまして、県防災消防課を中心に指令センターの県一本化につきまして、令和2年度、計5回の検討会が開催された状況でございます。

県内には、12消防本部がございますけれども、各指令台のメーカーであったり、規模、更新時期、無線関係及び運用方法などに、それぞれ違いがある中で、消防担当者と各構成市町の代表の総務課長さんを交えまして協議が進められているような状況です。

これまでの協議におきましては、県が委託しましたコンサルタント業者から、現熊本市消防局のシステムを活用する計画で財政・人的・運用面でのメリット、デメリットが示されていますけれども、十分な議論がなされている状況ではありません。次年度以降において、詳細な協議を行うこととなっているところでございます。

本日の定例会後に、県防災保安課から来られまして、理事の皆さんに対しまして、現在の進捗状況の経過報告がある予定になっているところで。

当消防本部としましては、県消防連携協力推進検討会の動向を見ながら十分な検討を重ね、構成

市町と相談しながら慎重に方向性を示していきたいと考えているところでございます。

以上です。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。広域化にあっては、まだ表だった動きはないとのことでした。

それから、指令センターの共同運用もですね、メリット、デメリットが、私はあると思いますので、注視をしていかなければならないと思います。

次に、2市4町有明管内の今後の消防力について、お伺いします。

昨年度、各構成市町の厳しい財政状況の中、消防職員の定数を210人から220人へ増員がなされました。それは、近年の災害が毎年のように頻発し、しかも激甚化していることに鑑み、消防力の向上を目指してなされたことと思います。

しかし、先日の当初予算の説明では、新庁舎に防災センターを増設し、6名を配置して常時3名体制との説明がありました。前回の一般質問でもお話をしましたが、各分署は3名勤務です。その防災センターに、それだけの人を常時配置するだけの費用対効果は見込まれるのでしょうか。私は、工夫が必要だと思います。これまでも現場の職員が来庁者の対応や事務もこなし、それから学校や事業所に出向して救急法や消防訓練、いわゆる避難訓練等も対応してきました。毎日毎日小学生の消防署見学が来庁することもありますし、また来られる日は事前の申し込みにより分かっています。であるならば、その防災センターに配属される職員に、例えば事務の補助であったり、救急法や消防訓練への出向などを可能な限り兼務していただければ、現場は災害対応や様々な訓練に、より時間と力をそそげると思います。

会計年度任用職員、さらには再任用の職員の知識や経験が、組織にとってプラスになる、そして現場の消防力が上がる工夫や努力をお願いしたいと思います。

その点について、お伺いいたします。

堀消防長 議長。

江田議長 堀消防長。

堀消防長 吉田議員の一般質問について、お答えいたします。

まず、有明消防本部の人員増についてでございますけれども、平成2年度構成市町におかれましては、大変厳しい財政状況の中、職員定数を210名から220名に増員していただきました。現在、職員数は206名ですけれども、少しずつ増員をしていきまして、次年度には職員数212名となるところでございます。本当に感謝申し上げます。

今後、長洲・南関分署を基幹分署として運用してもまいりますし、職員採用と再任用職員、会計年度職員を何とか活用しながら運営を図っていきたくて考えております。

吉田議員から言われました、質問がありました有明防災館の運営につきましては、再任用職員と会計年度職員で担当いたしまして、運営開始時期を5月から予定しているところでございます。

再任用職員は、体力の衰えはあるものの長年消防で培った豊富な経験と技術があります。また、元職員にしかできない現場活動や知識の伝承など、やるべき業務は多々あります。再任用職員には、有明防災館だけの勤務ではなく、吉田議員が言われますように多くの業務について、現場隊と分担を図りながら住民サービスの向上に活躍していただきますよう、支援体制を構築していきたいと考えております。

以上でございます。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁いただきました。前向きな答弁ありがとうございます。

最後にもう一つ伺いいたします。今回の消防本部と玉名消防署の統合により、消防本部にありました西庁舎もなくなりました。

元々この当併合の計画は、平成23年5月、統合庁舎は元の玉名消防署を拡張する案と、玉名市役所跡地案が第1分科会では一度了承をされています。このことによって、新長洲分署は玉名市側へ移転した立地となることが想定をされました。

また、玉名消防署と西庁舎が統合したのと同じように荒尾消防署が競馬場近くから移転する際に緑丘庁舎と統合する計画でした。しかし、地元住民からの反対があり、今も緑丘庁舎は、そのまま残っています。

それは、平成24年11月に消防本部側から緑丘分署を当分の間残すという方針が示されました。あれから8年以上が経過し、元の玉名消防署も元の西庁舎もなくなろうとしている今、この緑丘庁舎の当分の間というのは、いつまでなのか。当初の計画の荒尾消防署と緑丘庁舎を統合するという計画・方針は、まだ生きているのか。今後の方針を伺います。

江田議長 はい、堀消防長。

堀消防長 吉田議員の一般質問にお答えいたします。

今後の庁舎統廃合の方針、緑丘の件でございますけれども、まず消防施設配置見直しの第1期計画が関係各位の御理解のもと完了しようとしております。

第2期計画でありました南関分署につきましても、令和2年度までの緊急防災減災事業債の期限を考慮いたしまして、既に庁舎建設事業に着手している状況でございます。

吉田議員の緑丘庁舎の件ですけれども、平成25年11月に開催されました荒尾消防署建設にかかる住民説明会、ここにおきまして住民から統合することに強い反対意見があり、吉田議員が言われたように、緑丘分署を庁舎として、当分の間存続するということが、現在に至っているようなところです。

平成22年の計画当時ですけれども、統合の目的としまして、初動体制の充実、人員車両の有効活用など、これらを理由に計画が進められてきたわけですけれども、住民の反対意見で現状となっていること、それから分署の中では出場件数が最も多いことなどを鑑みますと、消防本部としては真摯に受け止めることが重要であると考えております。

消防施設配置見直し計画につきましては、計画の策定から10年以上が計画しているような状況です。当時の庁舎建設位置の変更であったり、地域人口の増減、道路事情の変化及び将来の道路整備計画など、消防を取り巻く状況・環境というものは変化しております。

また、当消防本部内におきましても、平成28年の熊本地震、令和元年の和歌山地震、令和2年の豪雨災害を経験しまして、今後の大規模災害の発生に備え、消防力の強化も必要になってきているところです。

しかし、少子高齢化の進展により、管内の現人口は約15万4,000人、20年度には約11万ちょっとというような予想もあります。

また、基準財政需要額の消防費の算定というのがですね、人口が基本であります。将来の構成市町の財政状況、大変厳しくなっていくことも予想されます。

有明管内地域住民の安全・安心と将来的な財政状況など、様々な角度から検証を行い、総合的に判断していく必要があります。

当分の間存続とされました緑丘分署も含めまして、消防内部でいま一度計画を精査いたしまして、速やかに理事会にお示ししたいと考えています。

なお、政府の国土強靱化方針により、緊急防災減災事業債の期限が令和7年度まで延長されています。今後の5年間は事業推進に大変有利な時期でもあり、起債対象となります分署につきましては、優先的に事業着手させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

吉田議員 議長。

江田議長 はい、吉田議員。

吉田議員 答弁をいただきました。先ほど消防長が言われましたとおり、平成22年頃から始まりましたこの議論ですが、10年経過してみると、第1分科会、第2分科会、第3分科会、すべて当初の計画から大きく変更されています。私は計画の変更は、ぜんぜんあっていいと思います。人口も減少します。財政も厳しくなります。特に、このコロナで財政状況は更にひっ迫してくるでしょう。

しかしながら、地域住民の生命・身体・財産は守っていかねばなりません。ただ、そのような変更を行う場合は、理事会はもとより議会、そして住民とのある程度の共通認識が必要だと思います。

蒲島知事もダムのあり方を変更されたように、それなりの手続きが必要だと思います。消防という命に関わる行政サービスは、構成市町の負担金で賄われている以上、2市4町の負担金で、2市4町15万人の住民を守るという市や町といった枠組みを越えた俯瞰（ふかん）的な理念が必要だと思います。

荒尾消防署から玉名市へ、荒尾消防署全員が出場することは、ほとんどないと思います。しかし、新玉名消防署は、荒尾市にも長洲町にも玉名消防署全員が出場することが、明日から多くなることでしょう。

2市4町のピンポイントではなく、有明広域をもっと高い位置から俯瞰するという理念を大変恐縮ですが、指摘をさせていただきたいと思います。

では、最後にこの3月で定年退職をされる職員の皆様、大変お疲れさまでした。堀消防長とは一緒に救急車や救助工作車に同乗し、様々な現場で様々なことを教えていただきました。刃野木消防課長、刃野木さんの周りには、いつも後輩達が近寄ってきて、厳しい救助訓練のときも後輩たちをいつも笑顔にしてくれる不思議な力を持っておられました。吉永署長、吉永署長は、いつもプラス思考で、マイナス思考の私に、いつも変な安心感を与えていただきました。今後も体調に留意をされ、第2の人生を謳歌（おうか）していただきたいと思います。本当にお疲れさまでした。

これで、私の一般質問を終わります。

江田議長 これをもちまして、一般質問を終了いたします。

日程第5、議案第1号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するも

のとする。令和3年2月25日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、令和2年の人事院勧告に伴い、組合給与条例の整備を図るものである。というものでございます。

議案書の2ページでございます。

有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上提案理由の御説明を申し上げます。

御承認のほど、よろしく申し上げます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第1号、有明広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第2号、有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の3ページでございます。

議案第2号、有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定について。

有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和3年2月25日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、有明広域行政事務組合消防本部及び玉名消防署の位置の変更に伴い、条例を改正する必要性が生じたためである。というものでございます。

議案書の4ページでございます。

有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例。

有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「玉名市築地468」を「玉名市築地309番地1」に改める。

別表中「玉名市玉名晩次郎2011番地2」を「玉名市築地309番地1」に改める。

附則といたしまして、この条例は令和3年3月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。

御承認のほど、よろしく申し上げます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第2号、有明広域行政事務組合消防本部及び消防署設置条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第3号、有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長 はい、議長。

江田議長 中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の5ページでございます。

議案第3号、有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。令和3年2月25日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

提案理由でございますが、し尿処理施設である第2衛生センターの廃止に伴い、当組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例において、所要の整備を図るものである。というものでございます。

議案書の6ページでございます。

有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例。

有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「(2) 名称 有明広域行政事務組合第2衛生センター 位置 玉名郡和水町平野2275番地」を削る。

附則といたしまして、この条例は令和3年3月31日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げました。

御承認のほど、よろしくお願いいたします。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(議長の声あり)

はい、池田議員。どうぞ、池田議員。

池田議員 ただいま上程されました案件について、質疑をいたします。

設置町選出の議員でありますので、よろしくお願いいたします。

この条例を施行するにあたり、今後まだ建物が残っておりますので、保管管理は従来どおり施設の所管課であるのか、それとも普通財産として総務課が管理するのかが、まず1点。

それと建物がありますので、管理における経費の発生はあるのか、ないのか。もし、あるとすれば地方自治法222条に抵触する可能性があるため、この案件は予算可決後提出されるのが本当ではないのか、そのことについて質疑をいたします。

栗原業務管理課長 議長。

江田議長 栗原業務管理課長。

栗原業務管理課長 おはようございます。業務管理課長の栗原です。

池田議員の質疑にお答えします。

まず、管理運営については、所管課であります業務管理課の第1衛生センターのほうで行っております。それについては、内容につきましては、光熱水費、それに警備等に関するセキュリティ業務、それと施設周りにつきましては、地元の協定者等がございますので、そのあたりを含めたところでの取り付け道路の緑化管理並びに施設の緑化管理を行って予算化しているところでございます。

以上でございます。

江田議長 城戸総務課長。

城戸総務課長 池田議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、今回、設管条例で住所等を廃止することに伴いまして、普通財産という取り扱いをするのか、管理はどこがするのかという御質問でございますが、地方自治法上、設管条例を廃止ということになりますと、自動的に普通財産に切り替わるという解釈もございますので、考え方としては、今後は総務課のほうで管理をしたいというふうに考えております。

また、普通財産に切り替わることによって、行政目的を失うわけでございますので、それに経費がかかることは地方自治法上に抵触するのではないかと御質問でございます。たしかに、おっしゃるとおり、普通財産になったものについて、経費をかける、行政目的としての経費をかけることについては、抵触するということになるかと思いますが、あくまでも適切に安全に維持管理を行うための緑化管理であったり予算を少額、今回計上をさせていただいておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

江田議長 はい、池田議員。

池田議員 地方自治法第222条の第1項に「地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間、これを議会に提出してはならない」とあるわけですね。だから、

結局管理経費が例年どおり計上されるわけでしょう。それを先ほど業務課の課長が第1衛生センターの管理として計上しますと、でも今課長が普通財産として総務課が管理をいたしますと、じゃあ予算の計上の仕方が間違っているんじゃないでしょうか。

以上です。

江田議長 はい、城戸総務課長。

城戸総務課長 池田議員の質疑にお答えいたします。

今回の予算の執行、組み方等につきましては、議員御指摘のとおりでございます。そのようなことから、今回考え方としては、やはり普通財産のほうに切り替えて行っておりますが、予算上は第1衛生センターの管理のほうに組んでいるというところで、少しこちらのほうでの手違いがあったというところでございます。

今後におきましては、次年度以降におきましては、適切な予算執行に基づき、予算計上をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

江田議長 よろしいですか。

池田議員 もう1回。

江田議長 もう1回よろしいですよ、もう1回。

池田議員 いいですか。

江田議長 はい。

池田議員 それではですね、自分は、この222条に抵触するんじゃないかと思うわけですよ、そうすると、この議会がですね、せっかく終わったとしても流会になるわけですよ。そのところがあるからですね、あえて私は、この質疑をいたしたわけです。その点ですね、議員の皆さんに理解を求めますと言ったとしても、法に抵触するのであれば、それを採択したとしても無効になるわけですよ。だから、あえて質疑をいたしました。本当に、これでいいんですか。もし、抵触するというのであればですね、この提案を最終日の3月29日、当初予算が通ったあとにですね、追加日程として提出するのが本当じゃないかと私は思うわけです。

城戸総務課長 議長。

江田議長 はい、総務課長。

城戸総務課長 池田議員の御質問でございます。質疑にお答えいたします。

先ほど、この予算措置等におきまして、地方自治法第222条に抵触するかどうかというところにつきましては、再度ちょっと調査をさせていただきまして、そして、もし必要があれば3月29日、2日目の議会予定されておりますが、その前に議会のほうにも御説明を申し上げ、追加日程という形でさせていただくことも検討しながら、再度検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

池田議員 ちょっと休会してください。

江田議長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時19分)

(再開 午前11時26分)

江田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

中嶋事務局長。

中嶋事務局長 池田議員の先ほどからの御質問について、回答申し上げたいと思います。

提案理由で申し上げました議案第3号でございますけれども、この議案につきましては、一度取り下げをさせていただきたいというふうに考えております。

御理解のほどをよろしくお願いします。

江田議長 日程第8、議案第4号。

池田議員 議長。

江田議長 はい、池田議員。

池田議員 休憩してください。

江田議長 議事の都合により暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時27分)

(再開 午前11時28分)

江田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事の都合により暫時休憩いたします。

議会運営委員会を開きますので、議運の方は、よろしくお願いします。

(休憩 午前11時29分)

(再開 午前11時52分)

江田議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

城戸総務課長 議長。

江田議長 はい、城戸総務課長。

城戸総務課長 大変失礼をいたしました。お詫び申し上げます。

今後の流れといたしましては、今回、議案第3号を取り下げをさせていただこうというふうに議運のほうで決定をいたしております。

その手順でございますが、本来であれば日程表及び追加日程に伴う議案等が必要でございますけれども、時間の都合により、そのところは議運と議長の許可を得まして、省略をさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解と御協力のほど、よろしく願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。

江田議長 ただいま、有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の取り下げについて、追加日程が提出されました。

お諮りいたします。

追加日程にすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の取り下げについて、追加日程とすることに決定いたしました。

有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の取

り下げについてを議題といたします。

質疑・討論については、議事の都合により省略いたします。

お諮りします。

ただいまから採決に入ります。

議案第3号、有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の取り下げについては、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号、有明広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、取り下げることになりました。

日程の変更をお諮りいたします。

日程第8、日程第9を順次繰り上げます。

日程第7、議案第4号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第4号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算(第4号)。

令和2年度有明広域行政事務組合の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億2,781万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,595万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条、地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

令和3年2月25日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

補正の主な内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う剰余金の減額補正及び感染症対策に係る増額補正。並びに人事異動及び職員の育児休暇取得等に伴う、人件費の補正。その他、婚活事業における県補助金の交付決定に伴う補正、また制度改正に伴う介護認定支援システム改修に係る補正、斎場施設、衛生施設、清掃施設における需用費の剰余金の減額補正、また消防庁舎建設事業、消防車両購入、玉名斎場屋根防水工事及び東部環境センター1号炉爆発事故修繕の事業費確定に伴う減額が主な補正でございます。

議案書の8ページをお願いいたします。

まず、歳入の「第1表 歳入歳出予算補正」でございます。

はじめに、3款の国庫支出金 1項 国庫補助金でございます。

補正前の額1,000円に443万3,000円を追加し、予算現計を443万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う、長寿命化総合計画策定支援業務の内示確定によるものでございます。

次に、4款 県支出金 1項 県補助金でございます。

補正前の額717万8,000円に5万9,000円を追加し、予算現計を723万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、婚活事業における県補助金の内示確定によるものでございます。

次に、5款 財産収入でございます。

補正前の額3万円に3,000円を追加し、予算現計を3万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、今年度から施行された財政調整基金に係る利子収入及び消防施設整備基金の定期預金利子確定によるものでございます。

次に、7款 繰入金でございます。

補正前の額1億1,088万6,000円から772万円を減額し、予算現計を1億316万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う、長寿命化総合計画策定支援業務の一般財源分として、886万6,000円を追加及び消防庁舎建設事業における消防施設整備基金からの繰入金額の確定に伴い、1,658万6,000円を減額いたすものでございます。

次に、8款 繰越金でございます。

補正前の額8,892万円に47万1,000円を追加し、予算現計を8,939万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、介護保険費における、制度改正に伴う介護認定支援システム改修を繰越金より充当いたすものでございます。

次に、9款 諸収入でございます。

補正前の額1億6,113万4,000円から3,046万2,000円を減額し、予算現計を1億3,067万2,000円といたすものでございます。内訳でございますが、東部清掃費において、1号炉爆発事故修繕の事業費確定に伴い、1,562万円の減額及び消防費における各種収入の額の確定に伴い、1,484万2,000円を減額いたすものでございます。

次に、10款 組合債でございます。

補正前の額23億4,200万円から9,460万円を減額し、予算現計を22億4,740万円といたすものでございます。内訳でございますが、庁舎建設事業及び消防車両更新の起債額の確定によるものでございます。

歳入については、以上でございます。

続きまして、歳出予算について御説明を申し上げます。資料につきましては、一般会計補正予算説明書（第4号）にて御説明を申し上げます。補正予算書の第4号でございます。

説明書の4ページをお開きいただきたいと思っております。4ページの3の歳出でございます。

はじめに、1款 議会費 1目 議会費でございます。

補正前の額516万円から160万7,000円を減額し、予算現計を355万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅費、使用料及び賃借料を減額いたすものでございます。また、議場の感染症対策費といたしまして、需用費の消耗品費を増額いたすものでございます。

次に、2款 総務費 1項 総務管理費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額8,229万7,000円から151万1,000円を減額し、予算現計を8,078万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の人事異動並びに育児休暇取得等に伴う人件費の減額、

及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅費及び研修に係る負担金を減額いたすものでございます。また、今年度から施行された財政調整基金に係る利子を積立金に充当いたすものでございます。

次に、2目 財産管理費でございます。

補正前の額883万円に33万4,000円を追加し、予算現計を916万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、政府が示す「新しい生活様式」に対応していくため、リモート設備機器として備品購入費を増額いたすものでございます。

次に、2項 企画費 1目 企画費でございます。

補正前の額3,659万2,000円から195万3,000円を減額し、予算現計を3,463万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅費及び研修に係る負担金の減額並びにイベントの中止等に伴い、需用費、使用料及び賃借料を減額いたすものでございます。また、県補助金である結婚チャレンジ事業補助金を当初6件計画しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で1件に変更となり、減額いたすものでございます。

次に、3項 監査委員費 1目 監査委員費でございます。

補正前の額23万6,000円から9万円を減額し、予算現計を14万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅費を減額いたすものでございます。

次に、3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 介護保険費でございます。

補正前の額5,338万6,000円に47万1,000円を追加し、予算現計を5,385万7,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の人事異動に伴う人件費の減額、及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、介護認定審査における特例措置として、構成市町に臨時的に職権対応が認められ、審査数が当初予定より減少したことに伴い、報酬、旅費を減額いたすものでございます。

また、介護保険制度改正に伴う介護認定支援システムの改修により、委託料を増額いたすものでございます。

次に、2目 総合支援費でございます。

補正前の額1,833万1,000円から30万2,000円を減額し、予算現計を1,802万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、介護保険費同様に特例措置として、構成市町に臨時的に職権対応が認められたことによる審査数の減により、報酬、旅費を減額いたすものでございます。

次に、4款 衛生費 1項 衛生総務費 1目 一般管理費でございます。

補正前の額4,467万6,000円から26万8,000円を減額し、予算現計を4,440万8,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の人事異動に伴う人件費の増額及び新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅費及び研修に係る負担金を減額いたすものでございます。

次に、2項 保健衛生費 1目 斎場管理運営費でございます。

補正前の額8,929万6,000円から820万円を減額し、予算現計を8,109万6,000円といたすものでございます。内訳でございますが、需用費において、燃料単価の下落に伴う燃料費の減額及び複数社からの見積徴収により競争が図られたことに伴う光熱水費の減額。また、工事請負費については、玉名斎場屋根防水工事の入札残を減額いたすものでございます。

次に、3項 清掃費 1目 第1衛生 施設管理運営費でございます。

補正前の額1億6,249万2,000円から1,061万1,000円を減額し、予算現計を1億5,188万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の人事異動並びに職員の短時間勤務要請等に

に伴い、人件費の減額をいたすものでございます。また、需用費において、斎場費と同様の理由により、燃料費、光熱水費を減額いたすものでございます。

次に、3目 クリーンパークファイブ施設管理運営費でございます。

補正前の額5億3,694万6,000円から1,930万2,000円を減額し、予算現計を5億1,764万4,000円といたすものでございます。内訳でございますが、職員の人事異動に伴う人件費の減額及び需用費において、他の施設同様に燃料費、光熱水費の減額をいたすものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、「環境&スポーツフェスタ」を中止したことに伴い、減額をいたすものでございます。

次に、5目 1市3町 清掃施設建設費でございます。

補正前の額4,064万2,000円に1,329万9,000円を追加し、予算現計を5,394万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、クリーンパークファイブ基幹的設備改良事業に伴う、長寿命化総合計画策定支援業務委託を増額いたすものでございます。

次に、6目 東部清掃施設管理運営費でございます。

補正前の額7億3,756万4,000円から2,669万1,000円を減額し、予算現計を7億1,087万3,000円といたすものでございます。内訳でございますが、需用費において、他の施設同様に燃料費、光熱水費の減額及び1号炉爆発事故修繕の事業費確定に伴う減額並びに爆発事故発生に伴う1号炉停止により、薬品費を減額いたすものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で「リサイクルフェスタ」を中止したことに伴い減額をいたすものでございます。

次に、5款 消防費 1項 消防費 1目 常備消防費でございます。

補正前の額18億6,481万6,000円に597万2,000円を追加し、予算現計を18億7,078万8,000円といたすものでございます。補正の内訳でございますが、人件費において、昇給結果に基づく再算定により給料減額及び共済組合負担金等再算定に基づく共済費を増額いたすものでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、旅費及び研修等に係る負担金の減額並びに感染症対策費として、救急用消耗品費、光熱水費、緊急車両タイヤ交換修繕料、ウイルス4種抗体価検査委託料の追加をいたすものでございます。その他、三ノ岳落雷復旧委託料の額の確定に伴う減額、及び新規採用職員分の被服費の追加、並びに消防施設整備基金として積立金へ充当いたすものでございます。

次に、2目 消防施設費でございます。

補正前の額4億9,788万3,000円から9,588万2,000円を減額し、予算現計を4億200万1,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防車両購入額の確定によるものでございます。

次に、3目 庁舎建設費でございます。

補正前の額19億5,202万3,000円から2,539万1,000円を減額し、予算現計を19億2,663万2,000円といたすものでございます。内訳でございますが、庁舎建設事業に係る各工事請負費、各種委託料、各種申請手数料の額の確定によるものでございます。

次に、6款 公債費 1項 公債費 2目 利子でございます。

補正前の額3,752万4,000円から1,072万5,000円を減額し、予算現計を2,679万9,000円といたすものでございます。内訳でございますが、消防償還利子及び一時借入金利子の確定によるものでございます。

次に、7款 予備費 1目 予備費でございます。

補正前の額1,960万4,000円に5,464万1,000円を追加し、予算現計を7,424万5,000円といたすものでございます。内訳でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う剰余金の減額、及び

人事異動等に伴う人件費の減額、並びに各施設における需用費剰余金の減額、各事業費確定に伴う減額分を予備費へ充当いたすものでございます。

以上、補正予算（第4号）につきまして、御説明申し上げました。

引き続き、議案書のほうの10ページのほうをお願いしたいと思います。10ページでございます。第2表、繰越明許費でございます。

4款 衛生費 3項 清掃費、事業名 長寿命化総合計画策定支援業務委託1,329万9,000円。

5款 消防費 1項 消防費、事業名 長洲分署庁舎建設事業1億7,826万円でございます。

以上2件を、令和3年度へ繰越明許費として繰り越しを行うものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

起債の目的といたしまして、「消防施設整備事業」補正前の限度額23億4,200万円を補正後の限度額22億4,740万円にいたすものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げます。

御承認のほど、よろしく申し上げます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

これより、提出案件について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第4号、令和2年度有明広域行政事務組合一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

日程第8、議案第5号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計予算を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

中嶋事務局長。

中嶋事務局長 提案理由の御説明を申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。

議案第5号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計予算。

令和3年度有明広域行政事務組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億6,260万5,000円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和3年2月25日提出、有明広域行政事務組合代表理事 浅田敏彦。

なお、令和3年度の組合一般会計予算の詳細な内容につきましては、先の2月17日に開催されました組合議会全員協議会におきまして、御説明を申し上げておりますので、詳細な説明につきましては、省略をさせていただきますが、当初予算におきましては、代表理事の施政方針にもございましたとおり、歳入歳出にわたり細部まで検討を行い、歳出抑制と重点化に努め、目的に沿った費用対効果が得られるよう編成をいたしたところでございます。

それでは、続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。

「第2表 地方債」でございます。

起債の目的といたしましては、消防施設整備事業債で、限度額4億1,070万円でございます。起債の方法は、証書借入または証券発行、利率は4%以内、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

以上、議案第5号、令和3年度組合一般会計予算について御提案を申し上げます。

江田議長 提案理由の説明は終わりました。

以上をもちまして、本日の組合議会定例会は終了いたしましたので、散会といたします。

なお、次の議会については、3月29日、午後4時からの開会となりますので、よろしく願いいたします。

本日は、大変ご迷惑をおかけいたしました。

お疲れさまでございました。

散会 (午後0時14分)

3月29日 (月曜日)

令和3年第1号回有明広域行政事務組合議会（定例会）会議録（2日目）

1. 開催日 令和3年3月29日（月）
2. 招集の場所 有明広域行政事務組合〔議場〕
3. 開 会 令和3年3月29日 午後4時00分
4. 本日の会議に付した事件
 日程第1 議案第5号 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計予算
 （質疑・討論・採決）
 日程第2 審査事項の付託について
5. 閉 会 令和3年3月29日 午後4時08分
6. 会議録署名議員
 4番 菰田正也（荒尾市） 17番 池田龍之介（和水町）

7. 説明のために出席した者

職	氏 名
代 表 理 事	荒 尾 市 長 浅 田 敏 彦
副 代 表 理 事	玉 東 町 長 前 田 移 津 行
理 事	玉 名 市 長 藏 原 隆 浩
理 事	南 関 町 長 佐 藤 安 彦
理 事	長 洲 町 長 中 逸 博 光
理 事	和 水 町 長 高 巢 泰 廣
監 査 委 員	近 藤 克 也
会 計 管 理 者	二階堂 正一郎

	職	氏 名
事 務 局	事 務 局 長	中 嶋 一 也
	次長兼介護保険課長	松 野 成 剛
	総 務 課 長	城 戸 正 令
	業 務 管 理 課 長	栗 原 寿 一
	総務課審議員兼会計室長	平 野 輝 明
	業 務 管 理 課 審 議 員	隈 部 啓 司
	業務管理課審議員兼CP5施設長	福 島 力 男
	業務管理課東部環境センター施設長	徳 永 惣 一
	第1衛生センター施設長	浦 田 武 男
消 防 本 部	消 防 長	堀 幸 夫
	次 長	村 上 博 恭
	総務課長兼建設室長	村 上 和 浩
	消 防 課 長	刃野木 賢 信
	指 令 課 長	飯 塚 美 智 雄
	予 防 課 長	坂 井 昭 宏
	荒 尾 消 防 署 長	高 木 伸 二
	玉 名 消 防 署 長	吉 永 浩 敏
	総 務 課 課 長 補 佐	西 村 澄 生

8. 出席議員（17名）

番 号	氏 名
1 番	木 村 誠 一
2 番	鶴 田 賢 了
3 番	野 田 ゆ み

4番	菰田正也
5番	吉田憲司
6番	一瀬重隆
7番	赤松英康
8番	西川裕文
9番	江田計司
10番	松田幸二
11番	大城戸廣澄
12番	杉村博明
13番	立山秀喜
14番	宮本哲太郎
15番	濱崎久
16番	荒木宏太
17番	池田龍之介

9. 職員出席者

職	氏名
書記	中村淳児
記録	長田享

開会（午後4時00分）

江田議長 令和3年度有明広域行政事務組合一般会計予算についてでございます。議案第5号については上程説明まで終了しております。

これより、提出案件について質疑を許します。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

江田議長 質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（なしの声あり）

江田議長 討論なしと認めます。

これより、採決に入ります。

議案第5号、令和3年度有明広域行政事務組合一般会計予算は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（なしの声あり）

江田議長 異議なしと認めます。

よって議案第5号は原案のとおり可決しました。

日程第2、審査事項の付託についてを議題といたします。議会運営委員会から会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査の申出がっております。お諮りいたします。議会運営委員会からの申出のとおり決することに御異議ありませんか。

（なしの声あり）

江田議長 異議なしと認めます。

よって本件は議会運営委員会からの申出のとおり閉会中の継続審査に附することに決定しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして令和3年第1回有明広域行政事務組合定例会を閉会いたします。

閉会（午後4時08分）

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためにここに署名する。

有明広域行政事務組合議会議長

江 田 計 司

有明広域行政事務組合議会署名議員

菰 田 正 也

有明広域行政事務組合議会署名議員

池 田 龍之介